



長岡市

飲食・サービス安心応援給付金

緊急事態宣言による外出自粛や、全国的な感染の再拡大等の影響で、大きな経済的打撃を受けている市内の飲食・サービス業や関連する小売業・卸売業等が、業界の感染防止ガイドラインを踏まえた対策の徹底実施と、積極的な従業員のPCR検査等を通じて、利用者に対する安全・安心な環境を整え、売上げの早期回復を図るための給付金を支給します。

対象

- 【1】 下記の業種に該当し、長岡市内に主たる事業所を有する中小企業者(個人事業主も含む)**
 ※法人の場合は、市内に本社があること

対象業種(日本標準産業分類・大分類)	主な業種名
1 宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、飲食宅配サービス、ケータリングサービス など
2 生活関連サービス業、娯楽業	クリーニング業、ランドリー業、理美容、旅行業、ゲームセンター、カラオケ など
3 卸売業、小売業	酒屋、パン屋、豆腐屋、スポーツ店、呉服店、寝具店、服屋、靴屋、八百屋、魚屋、肉屋、果物屋、お菓子屋、ガソリンスタンド、書店 など
4 運送業、郵便業	タクシー業、ハイヤー業、倉庫業 など

※飲食店、カラオケ店を対象とする「新潟県事業継続支援金」を受給した事業者も申請可。

- 【2】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等により、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、売上高が2か月連続して前年比(または前々年比)20%以上減少している。**
- 【3】 申請時点において事業を営んでおり、今後も継続する意思があること**

支給額

5万円

 (定額)

申し込み

令和3年7月15日(木)まで郵送で
 (宛先: 〒940-8501 (住所不要))長岡市事業者向け総合相談窓口)

長岡市では、市内の各事業所が取り組む感染症対策を市のホームページで紹介しています。本給付金の申請書に掲載に関する意向確認欄がありますのでご確認ください。

感染症対策ステッカーを配布します。
 対策実施のうえ、店頭表示などにご活用ください。

新型コロナ対策 取組宣言

がんばる事業者を応援します

長岡市
 長岡商工会議所
 長岡地域商工会連合

裏面もご確認ください▶▶▶▶▶

[お問い合わせ]

長岡市 事業者向け総合相談窓口

長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト
 長岡市役所大手通庁舎6階(産業支援課内)

TEL

【商工部産業支援課 事業継続専用ダイヤル】

(0258)39-1238

詳しくはこちらから▶



※メールやファックス等でのお問い合わせはご遠慮ください。

【申請書類】

- ① 申請書（指定様式）
- ② 事業内容が確認できる書類（詳しくは申請要領をご確認ください。）
- ③ 業種が確認できる書類（詳しくは申請要領をご確認ください。）
- ④ 対象月の売上が確認できる書類（詳しくは申請要領をご確認ください。）
- ⑤ 請求書（指定様式）
- ⑥ 給付金の振込先の金融機関、支店及び口座番号を確認することができる通帳等の写し
- ⑦ 申請書類チェックシート

または、⑧新潟県事業継続支援金の支給決定通知書の写し



※申請者が「新潟県事業継続支援金」の支給を受けている場合、当該支援金の支給決定通知書の写し(⑧)を提出することで、③、④を省略することができます。

※対象とならない業種のほか、以下の業種も対象となりません。

- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪、競馬等の競走場及び競技団
- パチンコホール
- ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
- 芸妓業及び芸妓周旋業
- 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業
- 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの
- 易断所、観相業及び相場案内業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体
- LLP（有限責任事業組合）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業

詳しくは「長岡市飲食・サービス安心応援給付金申請要領」をご確認ください。

●新潟県、国の支援金制度もご確認ください。

機関・名称	内容
 事業継続支援金 (飲食店、カラオケ店)	<ul style="list-style-type: none">● 20万円(2店舗以上経営の場合 40万円)対 象 直近2か月の売上が連続して前年比20%以上減少している飲食店、カラオケ店申し込み 5月31日(月)まで郵送で問合せ 新潟県事業継続支援金センター TEL:025-248-7270
 一時支援金 (全国、全業種)	<ul style="list-style-type: none">● 中小法人等:最大60万円 ● 個人事業主等:最大30万円対 象 緊急事態宣言地域との取り引きの影響で、1月または、2月、3月の売上が前年比(前々年比)で50%以上減少している事業者等申し込み 5月31日(月)までオンラインで(登録確認機関の事前確認が必要)問合せ 一時支援金事務局 TEL:0120-211-240、03-6629-0479(IP電話用)